

交 対 協 第 1 1 9 号
令 和 2 年 2 月 2 5 日

埼玉県交通安全対策協議会各委員 様

埼玉県交通安全対策協議会
会長 埼玉県知事 大野 元裕
(公 印 省 略)

交通死亡事故多発警報の発令について (通知)

交通安全対策の推進につきましては、日頃格別の御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、県内では2月中、別添のとおり交通死亡事故が発生し、同月中の交通事故死者数が11人に達したことから、埼玉県交通死亡事故多発非常事態宣言等実施要綱(以下「要綱」という。)第3条に基づき、下記のとおり、交通死亡事故多発警報を発令するので、通知します。

本年の交通事故死者数は2月24日現在20人と前年に比べ1人増加しています。

また、65歳以上の高齢者が11人と全体の55.0%を占めており、その多くが歩行中、自転車乗用中に亡くなっています。

委員各位におかれましては、要綱第4条の別表に掲げる推進事項をはじめとした集中的な交通事故防止対策、特に、職員、従業員の皆様をはじめ、関係する企業や団体の方々に対し、一人ひとりが交通安全への意識を高め交通事故防止のための行動をとるための積極的な情報発信を行っていただきますようお願い申し上げます。

記

○ 多発警報の発令期間

令和2年2月25日から3月9日までの14日間

《 担 当 》

埼玉県交通安全対策協議会事務局 石藤
(埼玉県県民生活部防犯・交通安全課内)

電 話 048-825-2011

FAX 048-830-4757

E-Mail a2950-09@pref.saitama.lg.jp